

稲城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン

令和8年度～令和17年度
(2026年度～2035年度)
(ダイジェスト版)

令和8年(2026年)3月

稲 城 市

いなぎプランの基本的な考え方

計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の享有、個人の尊重、法の下での平等、個人の尊厳と両性の本質的な平等を掲げ、性による差別をはじめあらゆる差別を否定し、男女の基本的人権を保障するとともに平和に生きる権利を保障しています。

また、男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとうたっています。

男女平等推進いなぎプラン(稲城市男女共同参画計画)(第五次)(※)(以下特に表記がない場合は「いなぎプラン」という)は、これまでと同様にこの憲法の精神を基調にし、男女共同参画社会基本法の理念を尊重して策定し、稲城市における男女平等を推進するための計画とします。

(※)この計画の中では、便宜上、これまでの本市の当該分野における計画のうち、稲城市女性行動計画(平成元年度～平成7年度の期間)を第一次、稲城市新女性行動計画(平成8年度～平成17年度の期間)を第二次、男女平等推進いなぎプラン(稲城市男女共同参画計画)(平成18年度～平成27年度の期間)を第三次、男女平等推進いなぎプラン(稲城市男女共同参画計画)(平成28年度～平成37年度の期間)を第四次、男女平等推進いなぎプラン(稲城市男女共同参画計画)(令和8年度～令和17年度の期間)を第五次とみなします。

計画の性格

- ① この計画は、平成 28 年度から令和 7 年度までの男女平等推進いなぎプランを受け継ぎ、第五次稲城市長期総合計画や他の計画との整合性を保ち、男女平等を推進するために市が行う施策の方向と主な事業を総合的にまとめ体系化したものです。
- ② この計画は、市が行う施策や事業を市民に明らかにし、庁内全体で取り組むとともに、市民の参画と協力により推進するものです。
- ③ この計画は、稲城市男女共同参画に関する実態調査(令和 6 年度実施)による現状の把握と、第 V 期稲城市男女共同参画計画推進協議会(令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月任期)、市民意見公募(令和 8 年 2 月実施)による市民の意見を踏まえて策定しています。
- ④ この計画は、内閣府が作成した「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」、東京都が計画期間を 5 年として令和 4 年 3 月に作成した男女平等参画推進総合計画を勘案した、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ⑤ この計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律他法に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

- ⑥ この計画の実施に際し、必要に応じて、国や東京都、関係機関と連携するとともに企業等に対して働きかけをしていくものとします。

計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、期間中においても社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ計画の見直しについて検討するものとします。

なお、施策の表の中の「計画」の表記については、次のような意味をもつものとします。

【継続】第四次いなぎプランから継続している事業

【充実】第四次いなぎプランから継続している事業で、令和8年度以降より力を入れていく予定のある事業

【新規】第五次いなぎプランから新たに登載した事業

または、第四次いなぎプランから継続している事業で、新たな取組みが加わった事業

計画の主要目標

近年の男女共同参画をめぐる社会状況及び第四次いなぎプランにおける取組みや成果を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、以下の4つの目標を設定して取り組みます。

目標Ⅰ あらゆる分野へ性の平等を進める

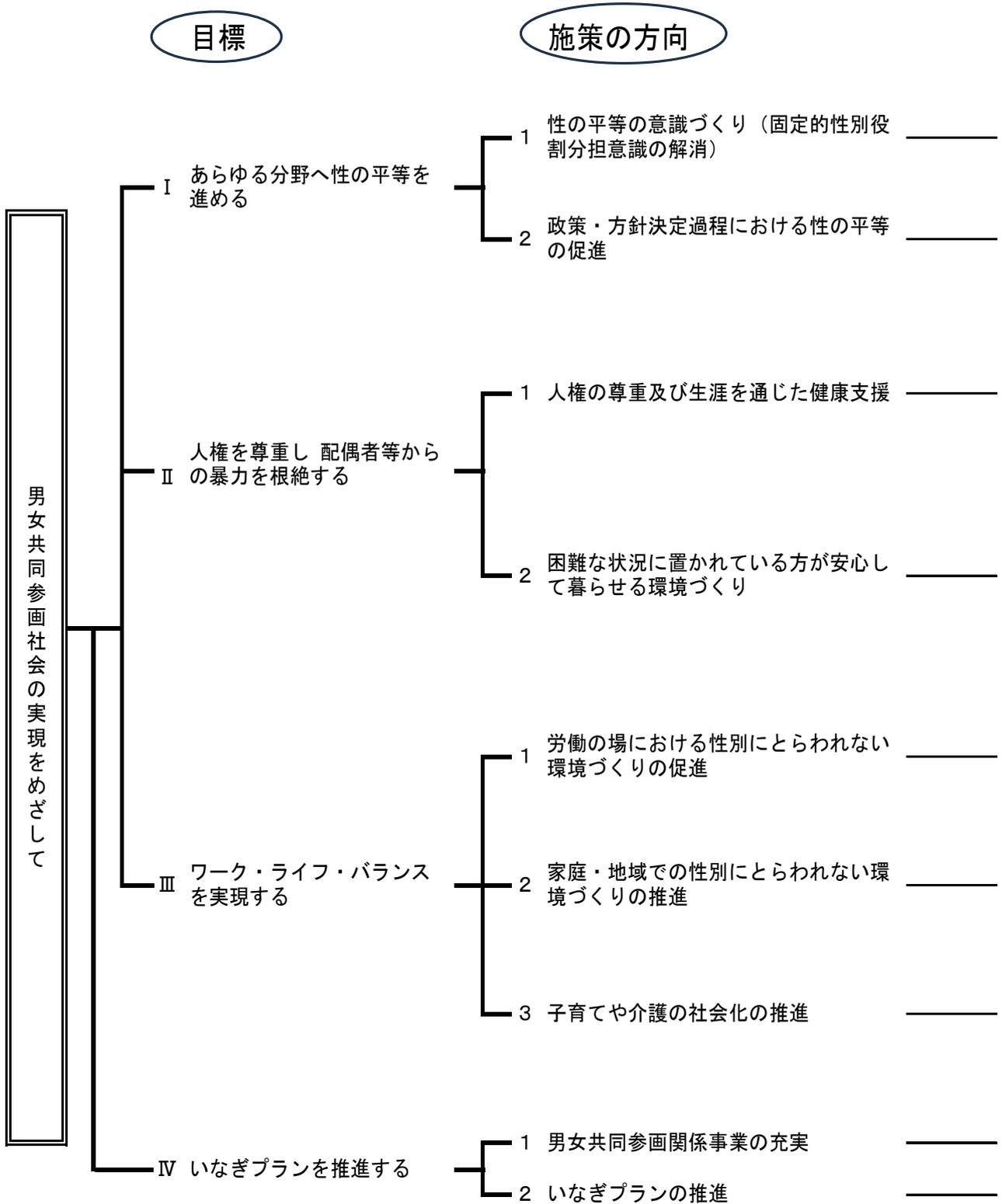
目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを実現する

目標Ⅳ いなぎプランを推進する



いなぎプラン体系図



施策

- (1) 学校における性の平等の推進
- (2) 家庭・地域における男女の意識改革
- (1) 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進
- (2) 女性や性的マイノリティの視点を入れた防災対策の推進
- (1) 人権を尊重する意識の普及・啓発
- (2) 性に関する正確な知識の普及・健康支援
- (3) 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援
- (※1) (※2)
(1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
(稲城市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)
- (2) 性の平等を阻むハラスメントの防止
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援
(稲城市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)
- (1) 女性の就労支援
(稲城市女性の職業生活における活躍の推進に関する基本計画)
- (2) 企業や事業主への啓発
- (3) 庁内の性の平等の推進
- (1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援
- (2) 性別にとらわれない地域活動への参画の促進
- (1) 子育て世帯の支援
- (2) ひとり親家庭の支援
- (3) 介護する家族の支援
- (1) 性の平等にかかる事業の充実
- (1) いなぎプランの進捗管理

※1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」では、内縁関係や元配偶者、同居の交際相手までを対象としていますが、本計画では、法律に定める対象よりも範囲を広げ、恋人等の親密な関係にあるパートナーなどからの迫害や暴力、ハラスメントも対象とするため、「配偶者」ではなく、「配偶者等」と表記しています。

※2) 暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・社会的・性的暴力も含まれます。

目標 1 あらゆる分野へ性の平等を進める

政府は平成 15 年(2003 年)に「社会のあらゆる分野において、令和 2 年(2020 年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げました。また、平成 15 年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、令和 12 年(2030 年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

性別や年代に関わらず、誰もが、個性や能力を十分に発揮できる社会に向けて、固定的性別役割分担意識を解消し、性の平等の意識を確立して、あらゆる分野へ男女共同参画を進めます。

施策の方向 1

性の平等の意識づくり

(固定的性別役割分担意識の解消)

経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護といったケアワークに関わることは、生涯にわたる自立した生活を維持することに役立ちます。しかし、社会の中には、固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。固定的性別役割分担意識の解消に向けて、学校、家庭、地域において、性の平等の意識づくりに取り組みます。

施策(1) 学校における性の平等の推進

子どもたちが人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、性的マイノリティを含めた性の平等の視点に立った学校運営・教育活動を推進します。また、管理職に就く女性教員の割合の低さから、女性教員が管理職に就くような工夫や配慮を進められるように、教職員の研修を実施します。

施策(2) 家庭・地域における男女の意識改革

実態調査では、多くの人が家庭で男性も家事などに参画すべきと考えていますが、実際に参画する男性は少なく、社会通念や慣習において、男性優遇と感じる人の割合は高いものとなりました。このように、家庭や地域における性の平等が進んでいない実態を見直すとともに、男性の家事参加等を促し、固定的な性別役割分担の意識解消や多様なライフスタイルが尊重される意識の啓発に取り組みます。

施策の方向 2

政策・方針決定過程における性の平等の促進

性の平等を推進するためには、政策・方針決定過程に男女が対等に参画することが重要です。しかし、現状は女性の登用率が高いものではありません。女性に限らず多様な人材を生かすことにより、行政サービスの向上や持続可能な発展に寄与する行政組織の構築を目指します。

また、防災分野においても、女性や性的マイノリティの視点を入れた防災対策は重要であり、多様な視点からの配慮が必要であることから、女性等の参画を進めます。

施策(1) 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進

市の政策・方針決定過程においては、各分野に詳しい人や代表等が各委員会等の委員に選出されることが多いですが、選出元に女性が少ないため、当該委員の女性の登用率が上がっていません。よって、各分野に詳しい人や代表等に女性が就くための啓発や情報提供を実施します。

施策(2) 女性や性的マイノリティの視点を入れた防災対策の推進

令和6年度に修正された稲城市地域防災計画において、避難所運営委員会の委員に女性を入れることなどが明文化されました。また、災害対策基本法の趣旨等を踏まえ、避難者対策の方針決定過程に女性の参画を促進し、避難所設営・管理運営に男女共同参画の視点を取り入れます。

目標Ⅱ 人権を尊重し配偶者等からの暴力を根絶する

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。これらは依然として深刻な状況にあり、情報通信技術の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの拡大に伴い、暴力の種類も一層多様化しています。

こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の被害者に対する支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために、男女がお互いの人権を尊重するだけでなく、身体や心、性に関する権利についても学ぶことができるよう、情報発信や啓発に取り組みます。また、生涯にわたる心身の健康支援を実施します。

施策の方向 1

人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

人権の尊重は、男女共同参画社会の前提となるものです。性的マイノリティを含めた多様な価値観や生き方を認め合い、人権を尊重できる意識と環境づくりに取り組みます。また、男女がお互いの身体的性差を理解し尊重し合うとともに、生涯にわたって心身の健康づくりに取り組めるよう、性に関する正しい知識の普及と支援を実施します。

施策(1) 人権を尊重する意識の普及・啓発

男女共同参画社会の前提となる多様化したライフスタイルや価値観を理解し認める人権尊重の意識の普及・啓発を行います。また、メディアからの情報の中には、無意識のうちに人権尊重に反するものも含まれていることから、市民が人権尊重と性の平等の視点に立って読み解き、判断する力を養う支援をするとともに、市の広報物においては、人権尊重と性の平等に配慮します。

施策(2) 性に関する正確な知識の普及及び健康支援

男女が身体的性差を理解し、互いの性と人権を尊重し合うことができるよう、性に関する啓発・情報提供をするとともに、学校現場等における性に関する教育や啓発を実施します。また「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ）」について浸透させていくとともに、将来の妊娠を見据えた健康に関する情報提供や啓発に取り組み、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

施策(3) 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

性別に関係なく個性と能力を発揮できる地域や社会の実現に向けて、多様な生き方に関する人権の尊重について啓発し、性の多様性に関する理解の促進に取り組みます。また、庁内での啓発を続けるとともに、性的マイノリティ当事者の「生きづらさ」等を把握し、相談者に寄り添った相談対応を実施します。



施策の方向2

困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性の平等を阻む要因となっています。同時に、暴力は貧困や様々な困難な問題につながることもある深刻な問題です。

また、困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）（「第3章 用語解説」参照）が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。

施策(1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

（※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供をするとともに暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、相談窓口について更なる周知を図り、被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関と連携し、包括的な支援を実施します。

※なお、この計画の目標Ⅱ－施策の方向2－施策

(1) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、稲城市における「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に位置付けます。

施策(2) 性の平等を阻むハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因するハラスメント（いやがらせ）について、人権侵害であるという認識を広く浸透させ、ハラスメントを容認しない意識を育むとともに、被害者の支援に向けた啓発や情報提供を実施します。

施策(3) 困難な問題を抱える女性への支援

（※稲城市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、複合的な困難な問題を抱える女性の支援のために支援調整会議を運営し、関係機関と連携した包括的な支援を実施します。

また、支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性に関する情報共有や課題の把握を行い、新たな支援対象者を生じさせないよう取り組みます。

※なお、この計画の目標Ⅱ－施策の方向2－施策(3)「困難な問題を抱える女性への支援」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条の3に基づく、稲城市における「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に位置付けます。



目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを実現する

人生100年時代と言われる中、企業や家庭では従来までの男性主体の働き方や女性主体の家事育児参画から、男女共に仕事上の責任を果たしつつ、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が重要です。

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が若いうちから経済的な自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護（ケアワーク）に主体的に関わり、自分らしい生き方で、いきいきと生活できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向1

労働の場における性別にとらわれない環境づくりの促進

男女が共に経済的に自立することは、男女双方の人権の確立を図る上でだけでなく、持続可能な地域・経済社会の形成の上でも重要な課題です。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するだけでなく、経済社会の持続可能性の向上にもつながります。男女が共に継続して働き続けるためには、長時間労働を見直し、多様な働き方への理解と環境の整備が欠かせません。女性の継続就労や再就職を支援するとともに、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて市内企業や事業主に対して働きかけていきます。

施策(1) 女性の就労支援

（※稲城市女性の職業生活における活躍の推進に関する基本計画）

結婚や出産・介護などで就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発や情報提供、関連機関との連携による継続就労や再就職に向けた支援を実施します。また、子育てや介護しながら働く女性や、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方の紹介や制度等に関する情報提供を実施します。

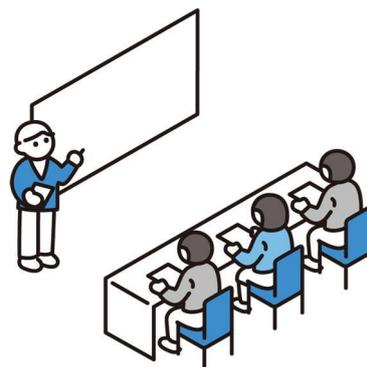
※なお、この計画の目標Ⅲ－施策の方向1－施策(1)「女性の就労支援」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の2に基づく、稲城市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本計画」に位置づけます。

施策(2) 企業や事業主への啓発

男女が共に働き続けられる職場環境の重要性に加え、テレワークや労働時間の短縮、フレックス制の導入などの多様な働き方について、市内企業や事業主に対して、啓発や情報提供を実施します。また、労働の場の男女平等を進めるために労働関係法令の周知及びワーク・ライフ・バランスについて理解を深める啓発や情報提供を実施します。

施策(3) 庁内の性の平等の推進

稲城市も一事業所として、男女が共に働きやすい環境整備や啓発など、性の平等の推進に取り組みます。また、関係法令等に関する情報を共有し、職員の男女共同参画についての理解を深め、認識の向上を図ります。



施策の方向2

家庭・地域での性別にとらわれない環境づくりの推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に家事・育児・介護に参画し、家庭生活において自立することが必要です。しかし、実際にはいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担を背景に、家事・育児・介護の負担の多くを女性が担っています。男女が共に家事・育児・介護に参画し、家庭生活において自立していけるよう、男性の家事参画に向けた男女双方の意識改革や、男性の主体的な家事・育児・介護への参画に向けて取り組みます。

また、地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっています。多様化する地域の課題に対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。また、固定的な性別役割分担の解消も重要です。男女がお互いを理解し、尊重し、協力し合いながら対等な構成員として地域活動に参画できるよう啓発を行うとともに、性別に関わらず希望する活動に参画できる環境の整備と機会の提供を推進します。

施策(1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

男性の家事参画への理解を深めるとともに、男女が共に参画できるよう、知識の啓発や情報提供を行います。また、男女が共に育児・介護休業制度等を利用できるよう、情報提供を実施します。

施策(2) 性別にとらわれない地域活動への参画の促進

地域活動において、男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供を実施します。また、市が主催するイベントやボランティア活動等の地域活動について、性別に関わらず男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。

施策の方向3

子育てや介護の社会化の推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に仕事やその他の活動をしながら安心して子育てや介護ができる環境の整備が求められています。就労形態やライフスタイルの変化により多様化する市民ニーズに適切に応え、子育てや介護を担っている世帯を支援します。

また、ひとり親家庭にあっては、家事、子育てと仕事を両立しなければならない生活上の負担が大きいと、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

施策(1) 子育て世帯の支援

性別にとらわれず仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるように、産前産後の親子の健康支援の充実、子育てに関する情報提供、男性を対象とした育児イベントの実施、相談体制の充実等、子育て世帯の支援を実施します。

施策(2) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭に対し、生活安定のための援助や生活支援サービスを提供するとともに、様々な相談に対応し、経済的・生活的な自立を支援します。また、ひとり親家庭が親子で交流できる機会に関する情報提供等を実施します。

施策(3) 介護する家族の支援

高齢化社会の進行や医療技術の進歩に伴う医療的なケアが必要な児童の増加など、介護を担う家族の負担は増えています。男女共同参画社会の実現において、男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるように、介護休業制度に関する情報提供や、家族の負担を軽減する各種サービスを提供し、介護を支える環境づくりを実施します。

目標Ⅳ いなぎプランを推進する

国の第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)では、目指すべき男女共同参画社会として次の4点が示されており、これらに準じて市域の特性に応じた施策を策定し、実施することがうたわれています。①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

市では、男女平等推進いなぎプラン(稲城市男女共同参画計画)(第五次)(「稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含)を策定し、取り組むべき施策をまとめました。

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことは、一人ひとりの幸福(Well-being)を高めるとともに、経済社会の持続的発展に繋がります。プランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するために、男女共同参画関係事業を充実し、いなぎプランを推進します。

施策の方向1

男女共同参画関係事業の充実

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られたものではありませんが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、性の平等にそぐわないものとなる場合があります。いなぎプランに掲げた男女共同参画に資する施策を充実させ、性の平等に取り組むとともに、進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

施策(1) 性の平等にかかる事業の推進

男女平等に関する活動拠点である男女平等推進センターの更なる活用と周知を図り、男女平等、男女共同参画に関する情報の提供やイベントを実施するとともに、男女共同参画に資する団体の活動を支援します。

施策の方向2

いなぎプランの推進

いなぎプランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するため、関係各課が各事業の目標の達成状況の点検・評価するとともに、課題の把握につとめ、施策の充実を図ります。また、計画期間中であっても必要と認められる場合は計画の見直し等に取り組みます。

施策(1) いなぎプランの進捗管理

いなぎプランの進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を分かりやすく、市民及び職員に提示します。また、いなぎプランの計画期間は10年間ですが、国や東京都の計画や指針は5年で改定されることが多いため、法令・計画の改正や、事業の見直しにより必要と認められる場合は、計画期間中であっても計画の見直しを行います。





稲城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン
ダイジェスト版

令和8年3月発行

発行 東京都稲城市産業文化スポーツ部市民協働課男女平等参画係
住所 〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地
電話 042-378-2111